

# マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に係る基本方針

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下「マネロン等」といいます。）の防止に向け、関係法令を遵守し、金庫全体として実効的な態勢整備に取り組み、業務の適切性を確保します。

## 1. 運営方針

当金庫は、マネロン等対策を経営上の最重要課題のひとつとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、経営陣が主導的に関与して、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

また、当金庫のマネロン等に係るリスクが変化した場合や運営上の課題等が確認された場合は、あらためて方針・手続・計画等の見直しを行い、マネロン等対策の実効性を高める態勢を構築します。

## 2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の担当役員、統括部署及び主管部署を定めて一元的な管理態勢を構築し、関係部門の連携のもと、マネロン等対策に取り組みます。

また、グループ会社におけるマネロン等対策について、グループ一体で整合的に対策に取り組みます。

## 3. リスクベース・アプローチ

当金庫は、リスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を行う「リスクベース・アプローチ」の考え方にに基づき、当金庫が直面しているマネロン等に関するリスクに対して適切な措置を講じます。

## 4. お客さまへの対応

当金庫は、関係法令に基づいた適切な取引時確認を実施し、お客さまや取引のリスクに即した対応策等、適切な措置を実施する態勢を整備します。

また、お客さまからの情報収集、取引時の記録等からの取引実態等調査・分析を定期的に行うことにより、継続的に対応策の見直しを図ります。

## 5. 疑わしい取引の届出

当金庫は、営業店等からの報告又は取引モニタリング・フィルタリングにおいてシステム検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい取引やお客さま等を適切に把握し、当局に対して直ちに疑わしい取引の届出を行います。

## 6. 資産凍結の措置

当金庫は、国内外の規制等に基づき、制裁対象者等との取引関係の排除及び資産凍結等の措置を適切に実施します。

## 7. 役職員の指導、研修

当金庫は、マネロン等対策に係る取組みを役職員に浸透させることにより、役職員がマネロン等対策に関する知識、理解を深め、取引時確認や取引記録の作成などの顧客管理を適切に行うよう、継続的な指導、研修を実施し、役割に応じた専門性、適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

## 8. 実効性の検証

当金庫は、マネロン等リスク管理態勢について、統括部署及び主管部署による検証に加え独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、更なる態勢の改善に努めます。

## 9. お客さまからの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について、お客さまから理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取り組みます。

## 附則

令和5年12月14日 制定